


人口と世帯数 (平成 28 年 6 月 1 日現在)		
人口	男	29,490
	女	29,257
	計	58,747
世帯数	30,047	

まちの写真ニュース
6 月 19 日には第 34 回福生市民音楽祭が開催されます！音楽の素晴らしさを、ぜひ味わいに来てください。



今号の主な記事

2面平成29年度採用の職員採用説明会を開催します 3面平成27年度下半期財政公表 4面商店街イベント情報
5面第66回社会を明るくする運動 6面介護保険料のご案内 7面「ふれあいひろば」オープン 8面保健ガイド

知って得する **住宅に関するお知らせ**

固定資産税・都市計画税を最大 50 万円キャッシュバック!

子育て世代の定住、住環境の向上を目的として、市内に長期優良住宅を新築・購入した子育て世帯に対し、固定資産税・都市計画税相当額を最長 5 年間、助成する事業を実施しています。

【対象住宅の主な要件】

- ①市内に存する長期優良住宅の認定を受けた住宅であること
- ②平成 27 年 1 月 2 日～30 年 1 月 1 日までの間に建築された住宅であること
- ③住宅の居住の用に供する部分の延べ床面積が 90 ㎡以上（マンション等区分所有住宅の場合は専有部分が 70 ㎡以上）であること
- ④中古住宅でないこと

【対象者の主な要件】

- ①対象住宅に課された固定資産税・都市計画税の納税義務者であること
- ②固定資産税・都市計画税課税年度の末日（3 月 31 日）時点において 16 歳以下である子がいること

下である子がいること

③ 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間、対象住宅に継続して子と同居している親であること

④ 市税の滞納がないこと

【助成金額】 家屋に係る固定資産税・都市計画税相当額（上限 10 万円※年間）

【申請期間】 その年度の固定資産税・都市計画税の最終納期限の翌日から 3 月 31 日まで

【必要書類】 ①対象住宅の長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し

②対象住宅の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し

③対象住宅の建物登記全部事項証明書の写し

④課税明細書または市役所で交付する名寄帳の写し

【助成期間】 次の①、②のいずれか早い年度までとなります。

①対象住宅の固定資産税・都市計画税の課税初年度から 5 年度

②子の全員が年度中に 16 歳に達する年度

【その他】 長期優良住宅を取得した方は、まちづくり計画課にご連絡ください。事業の詳細は、市ホームページもご覧ください。

【問合せ】 まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961

**ファミリー世帯向け住宅への建替えを目的とし
空き家住宅除却費用の一部を助成します**

良質なファミリー世帯向け住宅の供給の誘導、老朽化した空き家住宅の除却の促進のため、ファミリー世帯向け住宅への建替えを目的として空き家住宅を除却する所有者に、除却費用の一部を助成しています。

【空き家住宅の主な要件】

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること

②居住の用に供さない状態でおおむね 1 年以上経過していること

【除却後の要件】 <住宅を新築する場合> 延べ床面積が、戸建て住宅 90 ㎡以上、共同住宅 70 ㎡以上（1 戸につき）<宅地として分譲する場合> 敷地面積が、建ぺい率 40% の地区では 120 ㎡以上、その他の地区では 100 ㎡以上

【助成金額】 除却費用（消費税抜き）の 2 分の 1 相当額

※上限額：<戸建て住宅> 50 万円 / 戸 <共同住宅> 150 万円 / 棟

【注意】 市へ事前相談が必要です。申請前に必ずまちづくり計画課にご相談ください。

【問合せ】 まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961

住宅改修で固定資産税を減額できる制度があります

耐震やバリアフリー、省エネのために住宅を改修した場合、申告により固定資産税を減額できる制度があります。詳細は次のとおりです。

<耐震改修工事をした場合> 平成 30 年 3 月までに、現行の耐震基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①～③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり 120 ㎡相当分までを限度に 2 分の 1 減額されます。

- ①昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅
- ②対象住宅の床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されており、居住部分の改修が行われたもの
- ③費用が 50 万円超のもの

<バリアフリー改修工事をした場合> 平成 30 年 3 月までにバリアフリー改修工事を完了し、次の①～④の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり 100 ㎡を限度に 3 分の 1 減額されます。

①新築された日から 10 年以上を経過した住宅（賃貸を除く）

②次のいずれかの方が居住する既存の住宅⇒ (1) 65 歳以上の方 (2) 要介護認定または要支援認定を受けている方 (3) 障害のある方

③一定のバリアフリー改修工事を行い改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上のもの

④補助金などを除いた自己負担額が合計 50 万円超のもの

<省エネ改修工事をした場合> 平成 30 年 3 月までに現行の省エネ基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①～③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり 120 ㎡を限度に 3 分の 1 減額されます。

①平成 20 年 1 月 1 日以前に建築された住宅（賃貸を除く）

②改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上のもの

③次のいずれかの工事を行い、補助金などを除いた自己負担額が 50 万円超のもの⇒ (1) 窓の改修工事（必須工事）(2) 床・天井・壁の断熱などの改修工事

※いずれの工事も完了後 3 か月以内に申告してください。減額措置や申告方法、添付書類等の詳細については課税課までお問い合わせください。

【問合せ】 課税課資産税係 ☎ 551・1614

**私立幼稚園等の入園料
・保育料等を補助します**

私立幼稚園や幼稚園類の幼児施設に通園している園児の保護者に入園料、保育料及びその他納付金の一部を補助します。各幼稚園を通じて申請書を配布しますので、幼稚園に申請書を提出してください。途中入園や転入された方など、申請書がない方は市役所へ直接申請してください。

○私立幼稚園就園奨励費補助金

【対象】 私立幼稚園に通園している園児の保護者

【補助金額】 <表 1> 参照（年 1 回、3 月末日振込予定）

○私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

【対象】 私立幼稚園、幼稚園類の幼児施設または認定こども園（幼稚園・1 号認定）に通園している園児の保護者

【補助金額】 <表 2> 参照（年 2 回、前期 10 月末日、後期 3 月末日振込予定）
※ 2 種類の補助金を同一の申請書で申請していただきます。

※通園している幼稚園等や保護者の所得状況、市税の滞納等により、不交付となる場合や「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金」のみ対象となる場合があります。

【問合せ】 子ども育成課保育係 ☎ 551・1780

<表 1> ■私立幼稚園就園奨励費補助金

区分	基準額（上限額）	入園料・保育料の補助限度額（年額）		
		在園中の		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
1	生活保護世帯	308,000 円		
2	市民税所得割非課税世帯	272,000 円	290,000 円	308,000 円
	うち要保護世帯等（ひとり親等）	308,000 円	308,000 円	
3	市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯	115,200 円	211,000 円	
	うち要保護世帯等（ひとり親等）	217,000 円	308,000 円	
4	市民税所得割額が 211,200 円以下の世帯	62,200 円	185,000 円	
	上記区分以外の世帯	—	154,000 円	

<表 2> ■私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（予定）

区分	基準額（上限額）	保育料・その他納付金の補助限度額（月額）	
		在園中の	
		第 1 子	第 2 子以降
1	生活保護世帯		
2	市民税所得割非課税世帯	9,600 円	9,600 円
3	市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯	7,900 円	
4	市民税所得割額が 211,200 円以下の世帯	6,900 円	9,000 円
5	市民税所得割額が 256,300 円以下の世帯	5,800 円	8,400 円
	上記区分以外の世帯	3,400 円	3,400 円